

平成 26 年度和歌山県計画に関する 事後評価

令和 4 年 11 月
和歌山県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・平成 27 年 7 月 2 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 26 年度実施分)
- ・平成 29 年 4 月 25 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 27 年度実施分)
- ・平成 30 年 3 月 27 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 28 年度実施分)
- ・平成 30 年 11 月 30 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 29 年度実施分)
- ・令和元年 7 月 16 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 30 年度実施分)
- ・令和 3 年 1 月 和歌山県医療審議会において報告 (令和元年度実施分)
- ・令和 3 年 11 月 30 日 和歌山県医療審議会において報告 (令和 2 年度実施分)
- ・令和 4 年 8 月 22 日 和歌山県医療審議会において報告 (令和 3 年度実施分)

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特になし

2. 目標の達成状況

平成26年度和歌山県計画に規定する目標を再掲し、令和3年度終了時における目標の達成状況について記載。

■和歌山県全体（目標と計画期間）

① 本県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

在宅の患者を訪問診療する医師など在宅医療従事者の確保や容体急変時の入院対応等を行う体制の整備など、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる在宅医療提供体制の構築を目標とする。

② 計画期間

平成26年度～令和4年度

□和歌山県全体（達成状況）

<医療分>

1) 目標の達成状況

<平成26年度>

- 在宅医療従事者の確保については、理学療法士に対する在宅リハビリの研修、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修、歯科衛生士の養成段階から在宅歯科治療の技術を修得するための機器を整備するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- 在宅医療提供体制の構築については、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。一方、在宅医療調整支援事業やかかりつけ医の育成事業等については、各地域の実情に応じた体制を整備していくことが重要であり、地域の関係者との協議、調整を綿密に行ったものの、窓口設置や推進協議会設置などの目標は達成できなかった。

<平成27年度>

- 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き理学療法士に対する在宅リハビリの研修、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- 在宅医療提供体制の構築については、在宅医療調整支援事業や在宅医療推

進協議会等については、各地域の実情に応じた体制を整備していくことが重要であり、在宅医療提供体制検討委員会を設置し、地域の関係者との協議、調整を行いつつ、窓口設置や推進協議会設置などを着実に進めることができた。なお、平成27年度の未設置箇所でも平成28年度中に設置が予定され、全県的な在宅医療提供体制の構築に向けた取り組みが前進している。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。

<平成28年度>

- ・ 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き、在宅医療に取り組む薬局の薬剤師に対する研修するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。
- ・ 全医療圏において、在宅医療サポートセンター設置が完了し、全県的な在宅医療提供体制の構築と強化に向けた取り組みが前進している。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を進めることができた。

- ・ 在宅医療等様々な医療需要に対する適切な医療を提供する体制を支える医療従事者の確保と質の向上については、平成27・28年度基金事業と併せて実施することで、着実な医療従事者の確保及び多様な医療需要に適切なサービスを提供できる質の向上に結びついている。

<平成29年度>

- ・ 在宅医療従事者の確保については、昨年度に引き続き、在宅歯科医療に関する機器整備や医療従事者の研修を実施するなど、今後の在宅医療需要の増大に対応していくための取り組みを着実に実施することができた。

また、精神障害者の早期退院・地域定着のための支援体制整備や、重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備についても推進することができた。

- ・ 上記のほか、医療従事者の確保と質の向上については、平成27～29年度基金事業と一体的に事業を実施することで、着実な医療従事者の確保及び多様な医療需要に適切なサービスを提供できる質の向上に結びついている。

<平成30年度>

- ・ 居宅等における医療の提供に関する事業については、平成27、28及び30年度基金事業と併せて実施し、前年度に引き続き、在宅歯科医療に関する機器整備や、重症心身障害児者等に係る在宅医療連携体制整備を推進することができた。
- ・ 医療従事者の確保に関する事業については、産科医や臨床研修医の確保、潜

在看護職員の再就業などを通じ、地域における医療提供体制の強化・提供サービスの質の向上に結びついている。

<令和元年度>

- ・医療従事者の確保に関する事業については、平成27年度から令和元年度基金事業と併せて実施し、産科医の処遇改善や、潜在看護師の復職支援、看護教育の充実などにより、医療従事者の確保を図っている。

<令和2年度>

- ・居宅等における医療の提供に関する事業については、平成28年度から令和2年度基金事業と併せて実施し、医療的ケア児等の支援者育成を図っている。
- ・医療従事者の確保に関する事業については、看護師等の養成や潜在看護師の再就業支援、産科医の処遇改善などにより、医療提供体制の維持を支援した。

<令和3年度>

- ・居宅等における医療の提供に関する事業については、平成27年度及び平成28年度基金事業と併せて実施し、在宅の障害児者が地域で生活できる体制づくりを支援した。
- ・医療従事者の確保に関する事業については、病院内保育所の運営支援などにより、医療従事者の勤務環境改善を支援した。

2) 見解

- ・在宅医療については、全県内での在宅医療サポートセンターの設置が完了し、在宅医療提供に係る体制は構築できたと考える。在宅医療サービスを提供する医療従事者の育成及び質の向上に係る事業を今後も継続的に実施し、在宅医療提供体制のさらなる強化を図る必要がある。
- ・医療従事者の確保については、地域において適切で質の高い医療提供体制を構築し、その強化を図るため、医師や看護職員等の医療従事者の確保はもとより、提供サービスの質の向上等も図ってきたところである。しかしながら、医師の地域偏在や診療科偏在、看護職員不足等の問題は解消には至っていない。

3) 改善の方向性

適切な医療サービスを提供できる質の高い医療従事者を継続的に確保する必要があることから、今後も基金を活用し、さらなる医療従事者の確保及び提供サービスの質の向上に取り組んでいく。

4) 目標の継続状況

- 令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 区域ごとの目標と計画期間

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域における目標と計画期間は、和歌山県全体と同じ。

□ 区域ごとの達成状況

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域における達成状況は、和歌山県全体と同じ。

3. 事業の実施状況

平成26年度和歌山県計画に規定した事業について、令和3年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	II. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.6 (医療分)】 重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備	【総事業費】 23,991 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	社会福祉法人 (委託)	
事業の期間	平成 26 年 12 月補正予算成立後～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療的ケア児等が全国的に増加しているが、地域で在宅医療を受けながら安心して生活するための社会資源や支援者の連携体制が十分ではないため、支援に関する機関の連携体制構築と支援に携わる者の人材育成が必要。 アウトカム指標： 医療的ケア児等の協議の場に医療的ケア児等コーディネーターを配置 1 人	
事業の内容 (当初計画)	・事業の委託を受けた社会福祉法人等が在宅で生活する障害者(者)に対して実施する在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導事業 ・医療的ケア児等に係る職種間連携による支援に携わる人材を養成	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導 年 4000 回以上	
アウトプット指標 (達成値)	在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導 5334 回 (H30)、4767 回 (R2)、4238 回 (R3)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 協議の場への医療的ケア児等コーディネーター配置 1 人 (1) 事業の有効性 支援に係る関係者のネットワークを構築することができ、各圏域内において基幹病院から退院してくる障害児(者)の情報交換、必要な社会資源の共通理解を持つことができるようになった。 (2) 事業の効率性 地域の核となる社会福祉法人等に事業を委託することにより、コストの低減を図り、効率的に地域性を考慮した連携体制をとることができた。	
その他		

事業の区分	IV. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.37 (医療分)】 病院内保育所運営 (病院内保育所設置促進)	【総事業費】 345,691 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、御坊、有田、田辺、新宮	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	多様化する医療ニーズに対応する看護職員の離職は深刻な問題となっている。看護職員の離職を防止し、適切な医療サービスを提供するためには、看護職員の働きやすい職場環境の整備が必要であることから、医療機関における保育所の整備・運営に支援が必要。	
	アウトカム指標： 院内保育所の設置数 34 施設	
事業の内容 (当初計画)	医療機関に勤務する職員の乳幼児保育事業に対し、病院内保育所の運営費について補助を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・補助を行う医療機関数 15 箇所 ・補助を行う医療機関の保育児童数 150 人	
アウトプット指標 (達成値)	・補助を行った医療機関数 14 箇所 (H26)、1 箇所 (H27)、 13 箇所 (H28)、11 箇所 (H29)、15 箇所 (R3) ・補助を行った医療機関の保育児童数 218 人 (H26)、15 人 (H27)、 175 人 (H28)、154 人 (H29) 172 人 (R3)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 院内保育所の設置数 31 施設 (R3)	
	<p>(1) 事業の有効性 病院内保育所の運営を支援することにより、医療機関に勤務する職員の勤務環境を改善し、離職防止を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助対象の医療機関の決算状況により調整率を設け、必要な費用を限定して効率的に補助することができた。</p>	
その他		

事業の区分	IV. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.39（医療分）】 医療勤務環境改善推進	【総事業費】 18,690 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮	
事業の実施主体	和歌山県病院協会（委託）	
事業の期間	平成 26 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内において適切な医療サービスを提供するため、医療機関の勤務環境改善を通じ、医療従事者の定着・確保が必要。 アウトカム指標： センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関 3 箇所／年	
事業の内容（当初計画）	医療機関内での勤務環境改善を促進し、医療従事者の定着を図るため、専門家の派遣を行い、個々の医療機関ニーズに応じた支援を実施するため、医療勤務環境改善センターを運営する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ 専門家派遣 2 回／年 ・ 研修会開催 1 回／年	
アウトプット指標（達成値）	・ 専門家派遣 (H29)0 回、(H30)3 回、(R1)5 回、(R2)1 回、(R3)0 回 ・ 研修会開催 (H29)1 回、(H30)2 回、(R1)2 回、(R2)1 回、(R3)1 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できなかった（医業経営アドバイザー事業中止のため） （1）事業の有効性 県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談体制を整備することができた。また、宿日直許可申請マニュアルを労働局と相談のうえ作成し、各医療機関の申請を支援することができた。なお、医業経営アドバイザー事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。 （2）事業の効率性 労働局が実施する医療労働管理相談コーナーをセンター内に設置することで、効率的に相談体制を整備することができた。また、ほとんどの県内病院が加入する病院協会に事業を委託することで、勤務環境改善に取り組む医療機関の進捗状況を随時把握し、事業を効率的に実施することができた。	
その他		